

## 4 保育を必要とする理由

保護者ともに下記の1～10のいずれかの理由が必要です。保育を必要とする理由を確認するための書類は、4ページを参照してください。

	保育を必要とする理由	認定の有効期限(利用期間)
1	<b>就労(金銭が発生しないものは対象外)</b> ・月64時間以上の就労の常態(家事除く) ・就労内定証明書を提出する方を含む ※月64時間以上の条件は、毎月満たす必要がありますので、長期休業のある就労はご注意ください。 ※税データで給与収入等が確認できない場合、対象外になる場合があります。	退職は、退職日の月末 育児休業を取得する方は保育理由9参照
2	<b>妊娠中・出産後</b>	出産予定月の前2ヶ月から出産月の後2ヶ月まで(最大5カ月間) ※多胎児以上妊娠の方は前3ヶ月から
3	<b>保護者の疾病、障がい等</b> ・医師の診断書や各障がい者手帳等で確認 ・治療や入院が1ヶ月以上必要な場合	疾病等が回復した日の月末
4	<b>同居親族の常時看護・介護</b> ・医師の診断書や各障がい者手帳等で確認 ・治療や入院が1ヶ月以上必要な場合 ※同居親族とは居住地・住民票が同一であることが条件	介護、看護が終了する日の月末
5	<b>震災、風水害、火災等の災害復旧</b>	復旧し保育の必要がなくなった日の月末
6	<b>求職活動(継続要件としては年度内1回のみ)</b> ・起業準備をしている方を含む	求職活動開始から2ヶ月後の月末 ※期間中に就労証明書を提出した場合、継続利用可能。期間は保育理由1と同じ。
7	<b>就学</b> ・学校、職業訓練校等で修学に専念する方	学校等を卒業、修了する日の月末
8	<b>社会的養護が必要な方</b> ・虐待やDV被害を受けている またはおそれがある場合	理由が解消された日の月末
9	<b>育児休業取得による継続</b> ・以下の4つの条件を満たしている場合のみ (1) 保育理由2の新規申込者でないこと (2) 生まれた子どもの満1歳までに元の職場へ復帰予定 (3) 1年以内に転出予定がないこと (4) 育児休業取得中または終了後に退所予定がないこと	生まれる子どもが満1歳に達する前日の月末まで
10	<b>その他、奈良市が認める理由</b>	
	(1) 離婚調停申立により配偶者と別居中の方 子どもと同居する保護者が1～9に該当	保育理由1～9に同じ
	(2) 行方不明、拘禁等により配偶者と別居中の方 子どもと同居する保護者が1～9に該当	保育理由1～9に同じ
	(3) 父母が不存在で、かつ65歳以上の保護者の方	保育理由が解消された日の月末

※DV被害を受けているなど、やむを得ず住民票を異動していない方はご相談ください。

## ひとり親の場合は、手続きのときにどういった書類を提出したらいいの？



ひとり親の場合は、上記の表【保育を必要とする理由】を証明する書類とひとり親家庭が分かる書類(例:ひとり親家庭医療費助成受給資格証・児童扶養手当証書 等)を併せて提出してください。